

いじめ防止に関する基本方針

山形市立第七小学校

1 はじめに

いじめはどの児童にも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 学校の取り組み

- ① いじめについて、校内研修や職員会議等で教職員全員の共通理解を図って、組織的に対応する。
- ② 全校集会や学級活動など、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③ 一人一人を大切にしたい分かる授業づくりを進める。
- ④ 児童会で思いやりの心を育む活動を推進する。また、児童の主体的な取り組みとして、児童会の目標や各委員会の活動で、よりよい生活の仕方について考え行動できるようにする。
- ⑤ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童について、日常的にその特性をふまえた適切な支援を行う。
 - ・発達障がいを含む障がいのある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ・被災児童など

(2) 児童に培いたい力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操と思いやりの心。
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度。
- ・ 自分の考えを持ち、正しく判断し責任を持って行動する力。
- ・ 他者と円滑のコミュニケーションを図る能力。
- ・ ストレスに適切に対処できる力。

(3) いじめ防止のための組織(法22条：必置)

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

① 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
- ※必要に応じて校外関係者（学校医、地区民生委員・地区主任児童委員等）

② 活動

- ・ いじめの早期発見に関すること
- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめ事案への対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(4) いじめの早期発見のために

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さなサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、情報交換や情報の共有を行い、いじめを積極的に認知する。
- ②けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、好意的で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する認識に立つ。ただし、この場合はいじめという言葉を使わずに、柔軟に対応していく。
- ③定期的な調査を実施する。
 - ・いじめアンケート（児童、保護者）
 - ・学級担任による児童への聞き取り調査（個別面談）
 - ・いじめに関する相談体制の整備を行い、組織で対応する。

(5) いじめに対する対応

- ①いじめに係る相談を受けた場合には、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合には、速やかに管理職及び生徒指導主任に報告し、管理職は「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要と認められる時には、保護者と連携を取りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ⑤いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、教育委員会及び山形警察署と連携して対処する。
- ⑦いじめが解消したと判断する要件
 - ◇「いじめに係る行為が止んでいること」
被害者に対する心理的な行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3カ月以上）
 - ◇「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童本人及びその保護者に面談等にとって確認する。
- ⑧ネットいじめへの対応
 - ・校内における情報モラル教育を推進するとともに、学年・学級懇談会等で保護者の理解を図る。
 - ・本校 PTA の重点活動として、PTA と情報を共有しながら連携して対処する。
（七小 PTA ゲーム等依存症対策推奨宣言）
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

(6) 家庭・地域との連携

- ① 学校のホームページや学校(学級)だより等を通し、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭との緊密な連携協力体制を図る。
- ② 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

3 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置(法28条①: 必置)と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・ 調査の結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の報告

- ・ 学校は、重大事態(疑いがあるときも含む)が発生した場合は、山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

4 学校評価における留意事項

いじめの未然防止及びいじめの実態把握、いじめに対する措置を適切に行うため、目標を設定し、取り組みについて評価する。

- ・ いじめの未然防止に関する取り組みについて
- ・ いじめの早期発見や再発を防止するための取り組みについて

※ 本基本方針は、実情や実態に応じ、適宜修正・改善しながら運用するものとする。

(平成30年3月2日 一部改定)

(令和2年8月31日 全面改定)

(令和4年5月31日 一部改定)